

プロジェクト 収益認識

項目 本日の審議事項

経 緯

1. 第 311 回企業会計基準委員会(2015 年 5 月 15 日開催)における審議結果に基づき、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS 第 15 号」という。)を踏まえた我が国における収益認識基準の開発に向けた検討については、当面、以下の手順で議論を行っていくこととしている。

- (1) IFRS 第 15 号の概要の把握
- (2) IFRS 第 15 号の会計処理に関する適用上の論点の抽出
- (3) 適用上の論点の把握のための文書の公表

2. これまで前項(1)及び(2)に関して、IFRS 第 15 号の概要及び生じる可能性がある主な論点について、審議を行っている。

また、想定される適用上の論点についてさらに理解を深める目的で、日本公認会計士協会に事例に基づいた IFRS 第 15 号の適用上の論点について、収益認識専門委員会において、ご報告頂き審議を行った。

意見募集文書の検討

3. 第 60 回収益認識専門委員会(2015 年 11 月 4 日開催)より、第 1 項(3)について、「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」(以下「意見募集文書」という。)の文案の検討を開始している。意見募集文書の文案¹は以下から構成される。

- (1) 「公表の経緯及び質問事項等」
- (2) 「第 1 部 IFRS 第 15 号に関して予備的に識別している適用上の課題」
- (3) 「第 2 部 IFRS 第 15 号の概要」

4. これまでの審議状況は以下のとおりである。²

専門委員会及び親委員会	主な審議の内容
第 60 回専門委員会(2015 年 11 月 4 日開催)	・ 資料の構成の検討

¹ 第 3 項(1)に日本基準若しくは日本基準における実務との簡略的な比較を添付した文書と、第 3 項(2)及び第 3 項(3)を併せた文書の 2 つの文書について審議を行っていたが、第 63 回専門委員会(2015 年 12 月 17 日開催)における意見を踏まえて、第 326 回企業会計基準委員会より、日本基準若しくは日本基準における実務との簡略的な比較を削除し、第 3 項(1)から第 3 項(3)の文書を併せた文書について審議を行っている。

² 意見募集文書の文案に対して聞かれた意見の概要について審議事項(3)-5 に記載している。

専門委員会及び親委員会	主な審議の内容
及び第 323 回企業会計基準委員会（2015 年 11 月 6 日開催）	・ 前項(1)の文案の検討
第 61 回専門委員会（2015 年 11 月 17 日開催） 及び第 324 回企業会計基準委員会（2015 年 11 月 20 日開催）	・ 前項(1)の文案の検討 ・ 前項(2)のうち一部論点の文案の検討
第 62 回専門委員会（2015 年 12 月 1 日開催） 及び第 325 回企業会計基準委員会（2015 年 12 月 4 日開催）	・ 前項(1)の文案の検討 ・ 前項(2)のうち前回扱わなかった残りの論点の文案の検討
第 63 回専門委員会（2015 年 12 月 17 日開催）	・ 意見募集文書の文案の検討（(2)については一部論点）
第 326 回企業会計基準委員会（2015 年 12 月 25 日開催）	・ 意見募集文書の文案の検討（各論点に至る前段部分及び一部論点）
第 64 回専門委員会（2016 年 1 月 8 日開催）及び第 327 回企業会計基準委員会（2016 年 1 月 12 日開催）	・ 意見募集文書の文案の検討
第 65 回専門委員会（2016 年 1 月 25 日開催）	・ 意見募集文書の文案の検討 ・ コメント募集期間の検討

コメント募集期間

5. 意見募集文書のコメント募集期間について、第 65 回専門委員会にて審議を行っている。

本日の審議事項

6. 本日は、意見募集文書のコメント募集期間について、第 65 回専門委員会の検討状況を踏まえて、ご審議いただきたい。（審議事項(3)-2）
7. そのうえで、以下について公表の承認に関するご審議をいただきたい。
- (1) 『収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集』の公表（審議事項(3)-3）
- (2) 「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」（審議事項(3)-4）

以 上